

令和3年1月9日

市内事業者の皆様へ

新居浜市長 石川 勝行

新型コロナウイルス感染症拡大に関する特別警戒期間におけるお願い

市内事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、国においては、1月7日、感染リスクの高い飲食店への時短営業の要請や事業活動のテレワーク化を推進するため、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。また、県内でも東予・中予・南予の全域において、連日のように感染事例が確認されております。

このような状況の中、愛媛県では、直面するリスクを回避し、感染症の拡大を防ぐため、「1月8日（金曜日）から1月26日（火曜日）」の期間を感染警戒期における”**特別警戒期間**“として対策を強化することを発表しました。

市内事業者の皆様におかれましては、次の事項についてご注意ください。

- (1) 緊急事態宣言が発令された地域への不要不急の往来の自粛
 - ・やむを得ない往来や出張は感染回避行動を徹底することとあわせ、2週間の体調管理と慎重な行動を。
- (2) 人と人との接触を減らすためテレワークや時差出勤等の一層促進
 - ・業務時間における感染リスクを減らし、執務中のソーシャルディスタンスを保つ。
- (3) 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意
 - ・①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり
- (4) 「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践

また、現在、事業者の皆様には、感染症対策を講じていただいているところですが、他地域においては、感染症対策を講じているにもかかわらず、感染症が拡大しており、本市においても感染症が拡大する恐れが懸念されます。

そこで、従業員の方やそのご家族の方が感染等により、事業継続に影響が出る可能性もあることから、感染症拡大による影響に対応するための体制づくり（BCPの策定など）に努めていただき、事業継続にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。